

移住体験住宅  
『上北山村お試し住宅』  
ご使用の手引き



上北山村 企画政策課  
2022.9

## 目次

1. 制度概要	3
(1) 目的	3
(2) 使用対象者	3
(3) 使用期間	3
(4) 使用料	3
2. 施設概要	4
(1) 施設概要	4
(2) 備品一覧	4、5
(3) 間取り図	6
(4) 内観写真	7
3. 申込・使用方法	8
(1) 使用の手順（申込～入居・退去まで）	8
(2) 使用の注意事項	9
(3) ごみ集積場所	9
(4) 村内イラストマップ	10
4. 緊急時連絡先（医療機関他）	11
5. 条例・規則	12
上北山村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例	12
上北山村移住定住体験住宅設置条例施行規則	13、14

## 1. 制度概要

### (1) 目的

『上北山村お試し住宅』（以下、『お試し住宅』という。）は、村外から上北山村へ移住を検討する方に対し、一定期間上北山村で生活体験できる機会を提供し、村の暮らしを実感しながら地域に慣れ親しむことで、地域住民と移住を検討する者とのミスマッチを防ぎ、定住につなげることを目的とします。

### (2) 使用対象者

『お試し住宅』に入居することができる者は、次の各号に全て該当する方です。

- ① 上北山村に興味関心を持ち、移住を検討している者
- ② 使用期間中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民と交流の持てる者
- ③ 旅行・レジャーに伴う宿泊利用でない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- ⑤ 過去にお試し住宅を使用したことがない者
- ⑥ その他村長が入居させることが妥当であると認めた者

前項のほか、新たに村内で入居予定の住まいの改修等を行っており、居住する場所がない場合など、定住に向けた準備のために入居する場合はこの限りではありません。

### (3) 使用期間

○使用期間：3日以上10日以内

ただし、村長が特に必要があると認めるときはこの限りではありません。

○使用可能回数：一回限り

### (4) 使用料

○使用料：1日 1,000円（人数に関わらず、一施設あたり）

（光熱水費は含みます。その他食費等生活に必要な経費は個人負担です。）

○使用料の入金

入居時に、現金にてお支払いください。

## 2. 施設概要

### (1) 施設概要

施設名称	上北山村お試し住宅
所在地	奈良県吉野郡上北山村大字小椽 1 5 4 番地
構造	木造 一階建 延べ床面積 104.08平方メートル
設備概要	Wi-Fi・電気・水道・プロパンガス・合併浄化槽

### (2) 備品一覧

場所	備品（施設内に設置してあり、ご使用いただけるもの）
キッチン	エアコン、消火器 ガスコンロ（2口+グリル）、冷凍冷蔵庫（406L）、炊飯器（5.5合炊き）、電子レンジ、オーブントースター、電気ケトル（1.0L） 包丁、まな板、水切りかご フライパン、小鍋、ボウル、ザル、バット、 キッチンはさみ、急須 茶碗、お椀、大皿、小皿、丼、小鉢、湯のみ、マグカップ、ガラスコップ、 スプーン(大小)、フォーク(大小)（食器類各5） ごみ箱
居間・寝室	エアコン、扇風機、セラミックファンヒーター(1200W)、テレビ、カーテン、 掛時計、くずかご マットレス×5枚(シングル)、布団乾燥機、布団干し
洗面脱衣室	洗濯機、洗濯かご、物干竿、ハンガー、パラソルハンガー、洗濯ばさみ ハンドソープ、タオル掛け
浴室	浴室暖房乾燥機 ふろイス、湯桶、浴室掃除用スポンジ/洗剤/サンダル
トイレ	温水洗浄便座、ごみ箱、トイレ掃除ブラシ
清掃用具	掃除機、はたき、庭ほうき、ちりとり、バケツ（6.5L）、 土間用サンダル

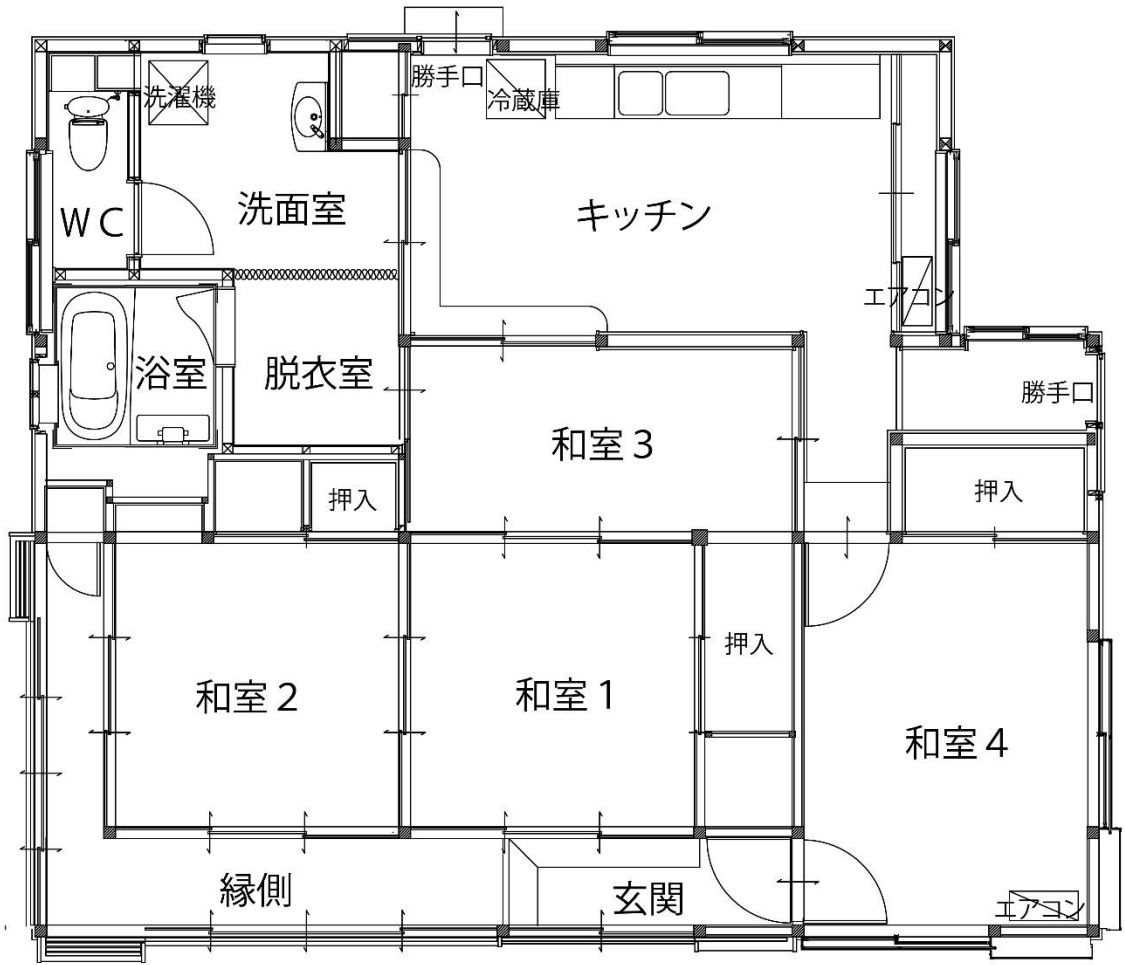
※寝具、トイレットペーパー、タオル、台拭き、洗剤類、洗面用品、箸、調味料など、上の一覧にない生活用品は、各自でご用意ください。

■入居者ご自身でご用意いただく物品リスト（例）

下記を参考に、必要に応じて生活用品をお持ちください。

	掛布団		<b>体温計</b> （毎日の検温が必要です）
	敷布団（備品のマットレスにシーツを掛けて敷布団として使用することもできます）		食材
			調味料
	シーツ（敷・掛）		調理器具（お玉、菜箸など）
	枕、枕カバー		箸
	毛布		食器用スポンジ
	洗濯洗剤		食器洗剤
	タオル		ふきん・台ふき
	歯ブラシ		ラップ、ホイル
	シャンプー・リンス		キッチンペーパー
	ボディソープ		スリッパ（キッチン用）
	ドライヤー		トイレ掃除シート
	バスマット		ぞうきん
	トイレトペーパー		ごみ袋（くずかご等用）
	ティッシュペーパー		

(3) 間取り図



(4) 内観写真



### 3. 申込・使用方法

#### (1) 使用の手順（申込～入居・退去まで）

#### 予約 受付

使用希望日の14日前までに、電話または来庁にて空き状況をご確認ください。（上北山村 企画政策課 TEL07468-2-0002）  
その際、・氏名 ・住所 ・電話番号 ・使用希望日と期間 ・入居人数 をお知らせください。  
※受付後、使用を中止される場合は速やかにご連絡ください。

#### 申し 込み

以下の書類を入居予定日の10日前（土日祝日を除く）までに到着するように郵送またはご来庁の上提出してください。  
①”使用申込書”（上北山村ホームページから入手して下さい）に必要な事項を記入したもの  
②顔写真付き身分証明書の写し（運転免許証等）  
③ご利用前アンケート（アンケートへのご協力をお願いいたします。アンケート用紙は上北山村ホームページから入手して下さい。）  
※期日までに提出がない場合は、予約はキャンセルとなります。  
提出先：〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村河合330  
上北山村役場 企画政策課 宛

#### 予約 確定

使用許可確定後に”使用許可書”を郵送いたします。  
※予約確定後、使用を中止される場合は速やかにご連絡ください。

#### 入居 当日

上北山村役場2階 企画政策課へお越しください。  
（受付：平日9：00～16：00）  
担当職員が現地へ案内し、施設の説明、入居者全員の確認、鍵の受け渡し、退去日時の確認を行います。  
入居受付時の持ち物  
・使用許可書 ・健康チェックシート（予約受付後、上北山村ホームページから入手して頂き、ご記入の上、持参ください） ・顔写真付き身分証明書（運転免許証等）

#### 退去 時

入居時に決めた退去時間までに、”清掃チェックシート”に従って清掃を行ってください。  
担当職員が現地にて、施設の異常や破損等がないか、清掃が正しく行われているか等の確認を行い、問題がなければ退去完了となります。  
※ご利用後アンケートの提出をお願いいたします。

※利用の開始及び終了の手続きは平日9：00～16：00にお願いします。



## (2) 使用の注意事項

- 予約後、ないし許可書交付後から入居日までの間に天災、施設の故障、その他やむを得ない事由が発生した場合は、使用の延期や取り消しを行う場合があります。その際使用者に生じた損害等について、上北山村は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 使用者は入居時及び退去時に職員と備品の確認を行ってください。万が一、使用終了時に破損や不足が生じた場合、使用者において修理費等を負担していただくことがあります。
- 職員とゴミの出し方、集積場所を確認してください。（ゴミのカレンダーを参照ください）可燃ゴミは、原則月曜日と金曜日です。祝日等で変更されている場合がありますので、ゴミのカレンダーを確認してください。
- 駐車場での事故は使用者の責任において対処していただきます。
- 施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあっても、村は一切責任を負いません。
- 室内の清掃に努め、清潔を保ってください。
- 生ゴミや油類（食用油など）を台所のシンク、トイレ、風呂等に流さないでください。
- 冬期は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行ってください。また、水道の凍結防止に留意ください。
- 施設内は禁煙とします。また火気の取扱いには細心の注意を払ってください。
- ペットは屋内・屋外を問わず禁止とします。
- 冬期は積雪、路面凍結の恐れがあります。スタッドレスタイヤ（タイヤチェーン）を装着してください。
- 退去前に清掃（特にガス台、換気扇、風呂（排水溝等）、洗面所、トイレ）をし、ゴミを適切に処理してください。
- 万が一鍵を紛失した場合は、玄関錠の交換費用を実費負担していただきます。
- 可燃ゴミ・カン・ビン・ペットボトル以外の特殊なゴミは出さないでください。また退去時に残ったゴミは使用者自身でお持ち帰りください。
- やむを得ない理由で申請時の使用期間の予定より退去日が早まる場合は、職員に相談してください。

※次に使用される方も気持ちよく利用できるように、清掃のご協力をお願いいたします。

## (3) ごみ集積場所





#### 4. 緊急時連絡先（医療機関他）

##### ■上北山村国民健康保険診療所

外来受付時間：9時～11時30分

【診療日】

月	火	水	木	金	土	日
○	休診	○	○	○	休診	休診

【休診日】火・土・日・祝日・年末年始

その他、都合により変更となる場合があります。受診の際は電話にて確認してください。

**TEL：07468-2-0016**（休日及び夜間は役場に転送されます）

##### ■上北山村役場

**TEL：07468-2-0001**（休日及び夜間は宿直室に転送されます）

##### ■吉野警察署 河合駐在所

**TEL：07468-2-0005**

##### ■吉野土木事務所 工務第二課（道路に関する問い合わせ）

**TEL：07468-2-0098**

### 上北山村お試し住宅に関するお問い合わせ

上北山村役場 企画政策課 『上北山村お試し住宅』担当

〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村河合330

TEL：07468-2-0002

FAX：07468-3-0265

E-mail：kikakuseisaku@vill.kamikitayama.lg.jp

## 5. 条例・規則

### ○上北山村移住定住体験住宅設置条例

令和3年6月16日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、上北山村移住定住体験住宅(以下「お試し住宅」という。)の設置に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 村外から上北山村へ移住を検討する者に対し、一定期間上北山村で生活体験できる機会を提供し、村の暮らしを実感しながら地域に慣れ親しむことで、地域住民と移住を検討する者とのミスマッチを防ぎ、定住につなげるための住宅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、規則で定める。

(管理)

第4条 お試し住宅の管理は、村が行うものとする。

(使用の許可)

第5条 お試し住宅に入居しようとするものは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 管理者は、前条の規定により、入居の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 周辺住民に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 施設の設備を破損し、若しくは汚損し、又はおそれのある行為をすること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、お試し住宅の管理上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第7条 お試し住宅を使用することができる期間(以下、「使用期間」という。)は、3日以上10日以内とする。ただし、村長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(使用料)

第8条 使用者は、お試し住宅の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。

2 使用料は、別表に掲げる額の範囲内において村長が別に定める。

(使用料の減免)

第9条 村長は、次に掲げる事項に該当する場合、使用料を減免することができる。

- (1) 村、村の機関又は官公署が公益のために使用するとき。
- (2) その他村長が認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用契約が解除されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちにその旨を村長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

別表(第8条関係)

使用期間	使用料
1日	1,000円以内

(趣旨)

第1条 この規則は、上北山村移住定住体験住宅設置条例(令和3年上北山村条例第11号)第3条及び第12条の規定に基づき、上北山村移住定住体験住宅(以下、「お試し住宅」という。)の管理運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上北山村お試し住宅	上北山村大字小椽154番地

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者等 本村への移住を検討している者及び村長が特に認めた者  
(2) お試し住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に本村での生活を体験できる住宅

(入居の資格)

第4条 お試し住宅に入居することができる者は、次の各号に全て該当するものとする。

(1) 上北山村に興味関心を持ち、移住を検討している者  
(2) 使用期間中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民と交流の持てる者  
(3) 旅行・レジャーに伴う宿泊利用でない者  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者  
(5) 過去にお試し住宅を使用したことがない者  
(6) その他村長が入居させることが妥当であると認めた者

2 前項のほか、新たに村内で入居予定の住まいの改修等を行っており、居住する場所がない場合など、定住に向けた準備のために入居する場合はこの限りでない。

(使用の申込み)

第5条 お試し住宅を使用しようとする移住希望者等(以下、「使用者」という。)は、あらかじめ施設の使用について、使用を希望する日の10日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)までに予約しなければならない。

2 使用者は、お試し住宅を使用する際、上北山村移住定住体験住宅使用申込書(様式第1号)に身分証明書の写しを添えて、村長に提出しなければならない。

(使用許可及び許可決定後の取消し)

第6条 村長は、前条の規定による申込書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、上北山村移住定住体験住宅使用許可書(様式第2号。以下、「許可書」という。)を、使用者に交付するものとする。この場合において、村長は、お試し住宅の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付することができる。

2 使用者が前条第1項に規定するお試し住宅を予約した後、ないし前項の許可書を交付してから使用期間までの間に天災、施設の故障、その他やむを得ない事由が発生した場合、村長は許可の取消しを行うことができる。その際使用者に生じた損害等について、村はその責任を負わないものとする。

(契約の締結)

第7条 許可書の交付を受けた使用者は、お試し住宅の使用に当たり、村との間に別に定める契約書により、当該お試し住宅の使用に係る契約を締結するものとする。

(使用料等)

第8条 使用者は、別表で定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料には、ケーブルテレビ、インターネット、電気、ガス、水道及び下水道又は浄化槽管理等の費用及び基本料金に相当する部分を含むものとする。

3 既に納付された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなつたとき、その他村長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第9条 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠する等施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは速やかに村長に申し出ること。
- (2) 施設及びその設備、備品、器物等は適切に取り扱い、破損または汚損した場合は速やかに村長に申し出ること。
- (3) 火気の取扱いには十分注意すること。
- (4) お試し住宅の敷地内及び周りの除草や清掃を適宜行い、お試し住宅敷地内を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみは決められたルールに従い排出すること。
- (6) 使用期間中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流を図ること。
- (7) その他、住宅の使用に関し村長が必要と認める事項に従うこと。

(禁止行為)

第10条 使用者はお試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) お試し住宅の全部又は一部の入居の権利を他者に譲渡又は転売をすること。
- (2) お試し住宅の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えをすること。
- (3) お試し住宅を含む敷地内に工作物を設置すること。
- (4) 村長の許可なく第6条で締結したお試し住宅の使用に係る契約期間の1/2以上を留守にすること。
- (5) 法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をすること。又はおそれのある同行為をすること。
- (6) 施設の設備を破壊ないし汚損すること。又はおそれのある行為をすること。
- (7) 麻薬類、鉄砲、刀剣類又は爆発性を有する危険な物品等を製造、保管又は使用すること。
- (8) 施設内外で許可なく、動物等のペットを飼育すること。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)による介助犬、盲導犬及び聴導犬はこの限りでない。
- (9) 文書、図画、その他の印刷物の貼付又は配布をすること。
- (10) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (11) 近所の住民及び集落に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(許可の取消し)

第11条 村長は、使用者に第8条及び前条の規定に違反する行為があつたと認めるときは、第5条の規定による使用許可を取り消すことができる。この場合において、村長は、上北山村移住定住体験住宅使用許可取消通知書(様式第4号)を、当該使用者に交付しなければならない。

(立入り)

第12条 村長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾が無くてもお試し住宅及びその敷地に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(事故免責)

第13条 お試し住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、村はその責任を負わないものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

別表(第8条関係)

名称	使用期間	使用料
上北山村お試し住宅	1日	1,000円